

広 第 728 号
令和 5 年 10 月 2 日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

岐阜県警察における個人情報の管理に関する訓令の解釈及び運用
上の留意事項の制定について（通達）

「岐阜県警察における個人情報の管理に関する訓令」（平成18年岐阜県警察訓令第15号。以下「訓令」という。）の解釈及び運用については、「岐阜県警察における個人情報の管理に関する訓令の解釈及び運用上の留意事項」（平成27年12月3日付け広第613号。以下「旧通達」という。）に基づき運用しているところであるが、この度、訓令の全部を改正したことに伴い、別添「岐阜県警察における個人情報の管理に関する訓令の解釈及び運用上の留意事項」を制定し、令和5年10月2日より運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

別添

岐阜県警察における個人情報の管理に関する訓令の解釈及び運用上の留意事項

第1 保有個人情報等の管理体制

1 総括個人情報等管理者（第3条関係）

- (1) 総括個人情報等管理者は、警察本部長を補佐し、岐阜県警察における保有個人情報等の管理に関する事務を総括する任に当たる。
- (2) 監査責任者として、副総括個人情報等管理者を指揮し、保有個人情報等の管理の状況について監査する。
- (3) 警察職員（会計年度任用職員及び臨時的任用職員を含む。以下「職員」という。）に対し、保有個人情報等の適正な管理のために、研修の実施その他必要な措置を構ずるものとする。

2 副総括個人情報等管理者（第4条関係）

副総括個人情報等管理者は、保有個人情報等の管理に関し、総括個人情報等管理者の指揮を受け、第3条第2項及び第3項に掲げる事務を補佐する。

3 個人情報等管理者（第5条関係）

- (1) 個人情報等管理者は、当該所属における保有個人情報等の適切な管理を確保する任に当たる。
- (2) 個人情報等管理者は、保有個人情報等の適正な管理を図るため、当該所属の職員に対し、研修の実施、研修への参加の機会の付与その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 個人情報等管理担当者等（第6条関係）

- (1) 個人情報等管理担当者は、個人情報等管理者を補佐し、当該所属における保有個人情報等の管理が円滑に処理されるよう所属の職員に対して指導・教養を行うほか、個人情報等管理者が特に命じた事務を処理すること。
- (2) 個人情報等管理者は、当該所属における保有個人情報等を管理するに当たり、事務が複雑多岐にわたり、個人情報等管理者自ら管理することが困難な場合等、保有個人情報等の適正な管理に支障が生ずると認める場合には、個人情報等管理担当補助者を置くことができる。
- (3) 個人情報等管理者は、当該所属において個人情報等管理担当補助者を指名又は変更したときは、適宜の方法により総括個人情報等管理者（総務室広報県民課長（以下「広報県民課長」という。）経由）に報告すること。

5 岐阜県警察個人情報等管理委員会（第7条関係）

各部及び総務室の主管課長を構成員とする委員会を設け、漏えい事案の防止、発生時の措置など保有個人情報等の管理に関する重要事項の審議、

決定等を行うものとする。

なお、本委員会の構成員（情報セキュリティに関する部門からの構成員を含む。）及び運営に関しての事項は、別で定める。

第2 個人情報等の適切な取扱い

1 職員の責務（第8条関係）

職員は、職務上知り得た個人情報等について、個人情報等管理者等の指示に従い、訓令で定める個人情報等の正確性及び安全管理措置の規定を遵守し、個人の権利利益の侵害を防止すること。

「職務上知り得た個人情報等」とは、職員が職務の遂行に関連して知り得た全ての個人情報等をいい、自ら担当する職務に関するものはもちろんのこと、担当外であっても職務の遂行に関連して知り得たものも含まれる。

なお、職員であった者についても同様の責務を有することに留意すること。

2 正確性の確保（第9条関係）

収集された保有個人情報等は、保有個人情報等取扱事務の目的に沿って利用されるものであるが、公文書に記録されている個人情報等の内容に誤りがあった場合は、これがそのまま利用されることにより誤った判断等が行われ、当該個人の権利利益を侵害するおそれがあることから、それぞれの保有個人情報等取扱事務の目的に応じて個人情報等の正確性を確保すること。

職員は、保有個人情報等の内容に誤りを発見した場合には、個人情報等管理者の指示に従い、訂正を行うものとする。

3 安全管理措置（第10条関係）

(1) 保有個人情報等の漏えい事案等が発生した場合、個人の権利利益が侵害されるおそれが増大することとなるため、保有個人情報等取扱事務の目的以外の目的で個人情報等が取り扱われることがないよう安全性の確保に努めること。

個人情報等管理者は、保有個人情報等の管理状況について定期的に点検を行うとともに、必要と認めるときは、随時に点検を行うものとする。

(2) 個人情報等の安全性については、情報セキュリティの一環でもあることから、岐阜県警察情報セキュリティに関する訓令（平成16年岐阜県警察訓令第15号）、岐阜県警察における公文書の取扱いに関する訓令（平成13年岐阜県警察訓令第15号。以下「公文書訓令」という。）等に基づき一体的に運用するものとする。

4 廃棄及び削除（第12条関係）

保有個人情報等を廃棄又は削除する際には、個人情報等管理者の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により、当該保有個人情報等の削除又は当該記録媒体の廃棄を行うこと。

5 特定個人情報の取扱い（第13条関係）

特定個人情報とは、個人情報に包含されるものであるが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）の趣旨に照らし、さらに厳格な管理措置を講ずる必要があることから、個人情報等管理者は、施錠可能な書棚等への保管保存やアクセス制御の実施等の物理的・技術的安全管理措置を講ずるものとする。

また、適正な取扱いを確保するために

- ・ 特定個人情報を取り扱う事務を実施する区域の指定
- ・ 複数の所属で取り扱う場合の各所属における役割分担
- ・ 特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）の取扱状況を確認する手段の整備
- ・ 個人番号が記載された書類を送付する場合の送付先が受領した事実を証明可能であり、かつ、配送中の紛失等が生じた場合の責任の所在が明確となる方法の利用

など、必要な措置を講ずるものとする。

なお、個人情報等管理者は、当該所属において特定個人情報ファイルを作成する際には、当該業務主管課から特別な指示がない限り、管理台帳（別記第1号様式）、管理簿（別記第2号様式）及び取扱記録簿（別記第3号様式）を整備し、これに記録するものとする。

6 業務の委託（第14条関係）

保有個人情報等取扱事務を再委託する場合においても、個人情報等の漏えい等を防止するため、同様の措置を講じなければならない。

なお、運用するに当たっての必要事項については、別に定めるところによる。

7 提供の際の措置（第15条関係）

個人情報等管理者は、保有個人情報等を岐阜県警察以外のものに提供する場合で、提供に係る保有個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、速やかに、提供先に対して保有個人情報等の保護のための必要な措置を講ずるよう求めること。

「必要があると認めるとき」とは、提供する保有個人情報等の内容、提供の形態、提供先における使用目的、使用方法等を勘案して個人の権利利益の保護のために必要があると認められる場合をいう。

「その他必要な事項」とは、提供に係る保有個人情報等の使用目的又は使用方法の制限のほか、提供に係る保有個人情報等の取扱者の範囲の限定、第三者への再提供の制限、消去・返却等使用後の取扱い等が考えられる。

「講じた措置の状況を確認する」とは、提供先に措置要求した事項の遵守状況を確認することをいい、その結果、措置要求が遵守されていない場合には、その後の提供を停止したり、提供した保有個人情報等の返却を求めたりする等個人の権利利益の保護のために必要な措置を講じなければな

らない。

第3 個人情報等の不適正な取扱い等に関する措置

1 苦情の処理（第16条関係）

個人情報等管理者は、当該所属の職員が取り扱う個人情報等に関する苦情を認知したときは、当該苦情を迅速かつ適正に処理するために必要な措置を講ずるものとする。

本条にいう「苦情」とは、職員の個人情報等の取扱いに対するものや紛議事案等に限らず、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の運用に関するものも含まれる。

2 漏えい等発生時等の措置（第17条関係）

個人情報等管理者は、当該所属において保有個人情報等の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報等の安全の確保に係る事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、再発防止のための措置を講ずるとともに、事態の概要を保有個人情報に係る漏えい事案等発生報告書（別記第4号様式）により総括個人情報等管理者（広報県民課長経由）に速報し、当該保有個人情報等の保護に必要な指揮を受けること。

また、総括個人情報等管理者は、法第68条第1項に規定する事態が生じたとき、又は番号利用法第29条の4第1項に規定する事態が生じたときは、個人情報保護委員会（法第130条に規定する個人情報保護委員会をいう。）が定める手続により、同委員会に速やかに報告すること。

なお、同委員会に報告する場合は、併せて警察庁長官官房総務課及び警察庁主管課に報告すること。

附 則（令和5年10月2日付け広第728号）

この解釈及び運用上の留意事項は、令和5年10月2日から施行する。

